

整備費補助について

こちらに記載した内容は、募集要項作成（2025年8月）時点のものになります。補助の内容は国や東京都の補助事業を活用したものであり、今後、国や東京都の補助事業の内容に応じて変更する可能性があります。

補助金については、2026年3月議会における2026年度予算の承認をもって、かつ、その予算の範囲内での交付となります。

あらかじめご了承くださいますよう、お願いいたします。

自己所有物件

1 補助対象事業

運営事業者が確保した土地（自己所有または賃借）において、既存施設の定員を増員するか否かにかかわらず、自己所有の物件を改築し、整備する事業

2 補助対象経費：施設の整備に必要な下記の費用

- (1) 工事費
- (2) 工事事務費（（1）の2.6%に相当する額を限度額とします。）
- (3) 実施設計に要する費用
- (4) 解体撤去工事
- (5) 仮施設整備工事

※補助対象経費※

工事費は実施設計に要する費用、開設にあたって必要不可欠なものに要する経費を対象とすることができる。
工事事務費は工事施工のため直接必要な費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等が対象とすることができる。

なお、実施設計を交付対象とする場合には実施設計を行った年度内に工事を着工する必要があります。

※補助対象外※

土地の買収又は整地に要する費用、既存建物の買収に要する費用、職員の宿舎に要する費用、建築基準法その他法令にかかわる事務費用（確認申請の委託費用等）、その他市長が適当と認めない費用

3 補助額

下記の合計額

次の【①補助対象経費】と【②補助基準額】を比較し、いずれか少ない額（千円未満 切捨）

①補助対象経費：2に掲げる費用の合計額

②補助基準額：下記の表の合計額

項目	算出方法
本体工事費	定員数に応じた別表（※1）の額
特殊附帯工事費（※2）	定額9,680,000円
設計料加算	【本体工事費+特殊附帯工事費】× 5%（千円未満 切捨）
解体撤去工事費	定員数に応じた別表（※3）の額
仮施設整備工事費	定員数に応じた別表（※4）の額

別表（※1）

単位：円

定員（名）	本体工事費 （※1）	解体撤去工事費 （※3）	仮施設整備工事費 （※4）
21 ～ 30	74,200,000	1,608,000	3,082,000
31 ～ 40	86,300,000	2,143,000	3,735,000
41 ～ 70	98,400,000	2,698,000	5,190,000
71 ～ 100	127,800,000	3,804,000	7,786,000
101 ～ 130	153,700,000	4,567,000	9,343,000

（※2）特殊附帯工事費は、建物に固定して一体的に整備する資源の有効活用及び地域の環境保全設備（「水の循環・再利用の整備」、「生ごみ等処理の整備」、「ソーラーの整備」、「その他資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの」）で、その整備に係る工事費又は工事請負費が対象とな

※ 算出例（定員：100名、特殊附帯工事：実施、仮設園舎：実施）

補助額

①補助対象経費（各経費は想定額です。）

（単位：円）

項目	金額
工事費（特殊附帯工事含む）	410,000,000
工事事務費	5,000,000
実施設計に要する費用	10,000,000
解体撤去工事	17,000,000
仮設園舎工事	150,000,000
合計	592,000,000

②補助基準額

（単位：円）

項目	金額
本体工事費	127,800,000
特殊附帯工事費	9,680,000
設計料加算	(127,800,000円+9,680,000円) × 5% = 6,874,000
解体撤去工事	3,804,000
仮設園舎工事	7,786,000
合計	155,944,000

<選定額>

① > ② のため、低い額②を選定 → 選定額 155,944,000 円

<選定額に対して市交付基準額を加える>

補助基準額	合計額： 155,944,000 × 3/2 = 233,916,000
--------------	---

補助交付額（合計）

= 233,916,000円